

議案第 1 号	教育部 学校教育課
平成 29 年 4 月 3 日提出	(課長)鎌崎 孝善 (担当係長)平林 洋一

タイトル	教育長職務代理者の指名について
決定を要する事項の内容	教育長職務代理者の指名
要旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育長職務代理者を指名するもの
説明	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （教育長） 第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。 2 教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律逐条解説】 教育長に事故があり、その職務を行うことができない場合、又は欠けた場合に、教育長の職務を代理する者を、あらかじめ教育長が委員の中から指名して、教育長に事故がある場合等に事務に支障をきたすことのないように配慮しているものである。その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、非常勤の委員の中から指名することとしている。教育長の職務代理者は、会議の主宰だけではなく、具体的な事務執行についての職責を負うこととなる。 職務代理者の任期は、法律で定められていないが、教育長が別の教育委員を指名するまで、又はすでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが、任期となる。